

鹿沼市規則第5号

鹿沼市開発登録簿閲覧規則をここに公布する。

平成22年3月8日

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第47条第5項の規定に基づく開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧及びその写しの交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第1項の規定により、登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を鹿沼市都市建設部都市計画課内に置く。

(登録簿の閲覧時間)

第3条 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(閲覧所の定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、鹿沼市の議会及び執行機関の休日を定める条例(平成元年鹿沼市条例第4号)第1条第1項に規定する休日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第5条 市長は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を伸縮するものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧の手続等)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、市長に申請しなければならない。

2 登録簿の閲覧は、無料とする。

(登録簿の写しの交付申請)

第7条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿写し交付申請書(様式第2号)によりその旨を市長に申請しなければならない。

(閲覧上の注意)

第 8 条 閲覧者は、登録簿を所定の場所で閲覧しなければならない。

2 閲覧者は、閲覧に際して、係員の指示に従わなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 前条の規定に違反した者

(2) 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。